告示

○総務省告示第三百七十号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第二十七条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年九月二十七日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第二十七条第一項の規定による報告の概要

青森県大鰐町　財政健全化計画完了報告（要旨）

1　財政健全化計画の平成26年度実施状況

⑴　具体的な措置の実施状況

①　歳入に関する事項

・平成23年度から固定資産税の税率改正を当初計画どおり実施。

・平成21年度から家庭ごみ収集の有料化を当初計画どおり実施。

②　歳出に関する事項

・職員給料等の削減により、当初計画を上回って人件費を抑制。

・建設事業等を抑制し、当初計画どおり公債費負担を抑制。

・第三セクター等改革推進債の一部繰上償還を計画を前倒して実施。

・町営施設等管理の見直しにより、当初計画を上回って歳出を抑制。

・建設事業の抑制を当初計画どおり実施。

⑵　歳入及び歳出に関する計画の実施状況

・財政健全化計画における平成26年度中の効果計画額と実績額の比較

（単位：百万円）

内容	効果額	
	計画額	実績額
町税の歳入確保	44	44
家庭ごみ収集有料化	9	8
人件費の抑制	—	112
公債費負担の軽減	3	4
施設管理の見直し	50	70

⑶　健全化判断比率の状況

（単位：％）

内容	計画前年度（20年度）	計画初年度（21年度）		26年度		最終年度（33年度）
	実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	15.36	14.67	14.02	—	—	—